

平成12年10月24日制定

平成18年 1月29日改定

平成19年10月25日改定

平成20年 3月18日改定

平成21年10月 4日改定

令和01年12月15日改定

令和05年 5月28日改定

## 【広畑ふれあい塾 運営規約】

### (目的)

第1条 この塾は、高齢者等が自ら有する知識や特技を教え、学ぶための場であり、その学習活動を通じ生きがいづくり、健康・体力づくり及び仲間づくりを目的とする。

### (名称及び事務局)

第2条 この塾の名称を「広畑ふれあい塾」とし、事務局を市生涯学習主管課内に置く。

### (事業)

第3条 この塾は第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 学習活動の企画及び円滑なる運営に関すること。
- (2) 活動成果を発表し、その活性化を図るため広報活動に関すること。
- (3) 講師並びに受講生の親睦を目的とした企画・運営に関すること。

### (運営)

第4条 この塾の運営は、自主運営とし、必要に応じ関係行政機関と連絡調整を行いながら活動を進めるものとする。運営とは、塾が円滑に機能するための総括的な諸活動をいう。

### (組織)

第5条 この塾は、公募により募集し確定した講師並びにその講座を受講する受講生とで組織する。

### (役員)

第6条 この塾に次の役員を置く。役員は講師経験1年以上の講師から選任する。

- (1) 塾長 1名
- (2) 経理 2名
- (3) 営業 2名
- (4) 企画 2名

必要に応じ顧問を置くことができる

**(役員役割)**

**第7条** 役員は塾を代表し、塾の運営にあたりと共以下に役割を分担する。

- |        |             |
|--------|-------------|
| (1) 塾長 | 塾統括、会計監査    |
| (2) 経理 | 会計処理、塾運営費保管 |
| (3) 営業 | 講師募集、受講生募集  |
| (4) 企画 | 開講式、発表会、研修会 |

**(役員任期)**

**第8条** 役員任期は1期2年とする。

但し、塾運営上必要と認められる場合は、継続することができる。

**(講師総会)**

**第9条** 講師をもって構成する。講師総会は塾長が年1回招集し、塾運営の最高決定機関とする。又、第6条の役員を選任、承認する。

**(役員会)**

**第10条** 役員会は第6条の役員で構成し、塾長が必要に応じて招集し、規約に従い塾運営を司る。

**(運営費)**

**第11条** この塾の経費は、講師から徴収する講師年会費で賄うものとする。

**(委員会)**

**第12条** この塾の活動を活性化させるため、必要に応じて委員会を置く。

**(会計年度)**

**第13条** この塾の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

**(会計監査)**

**第14条** この塾の会計を監査するため、塾長が、毎年4月に会計監査を行なう。  
ただし、講師から参加要請のあった場合は監査に参加させるものとする。

**(その他)**

**第15条** 本規約に則り、細部に係わる運営上の諸規則は、「細則」として役員会にて審議決定し、講師総会に報告又は承認を得るものとする。  
この規約に定めない事項及び疑義の処理は、役員会にて審議決定し、必要に応じて講師会の承認を得る。

付記 この改定規約は、令和6年4月1日より施行する。